

県出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成23年8月22日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時12分

場 所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田 松幸
委員 臼井 成夫 高野 剛 武川 勉 塩澤 浩
森屋 宏 早川 浩 土橋 亨 安本 美紀

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画県民部長 丹澤 浩 企画県民部理事 河野 義彦
企画県民部次長 藤江 昭 企画課長 相原 繁博
県民生活・男女参画課長 小松 万知代 生涯学習課長 青嶋 洋和

森林環境部長 中楯 幸雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部次長 深尾 嘉仁 森林環境部技監 宇野 聡夫
森林環境総務課長 小野 浩 環境整備課長 守屋 守

産業労働部長 新津 修 産業労働部次長 堀内 浩将
産業政策課長 望月 明雄 商業振興金融課長 赤池 隆広
産業支援課長 藤本 勝彦

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部次長 末木 正文
県土整備総務課長 秋山 孝 道路整備課長 大久保 勝徳
下水道課長 小池 厚 建築住宅課長 松永 久士

教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明 教育庁次長 八木 正敏
教育庁総務課長 広瀬 正三 スポーツ健康課長 一瀬 文昭

警察本部長 唐木 芳博 刑事部長 保坂 廣文
刑事部参事官 佐藤 元治 会計課長 藤原 芳樹
組織犯罪対策課長 松本 光義

議題 県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 付託案件に対する審査はすべて議了したが、委員長から本委員会の課題について、各委員に協議するとともに、執行部に対して追って報告することとし、引き続き審査を継続することと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後4時6分まで(午前11時47分から午後1時33分までと午後3時25分から午後3時35分まで休憩をはさんだ)出資法人の審査を行った。

まず、議題について、総括審査を行うこととした。

次に、本日の総括審査の方法は各法人の経営状況について、総括的な質疑及び意見を順次発言することとした。なお、「各法人の経営状況に対する意見」について、別紙調査表のとおり提出があり、提出者から調査表に記載の意見と併せ発言することが了承された。

次に、総括審査に入り、別紙調査表記載の意見を中心に質疑が行われた。

主な質疑等

質疑

(財団法人山梨県林業公社について)

塩澤委員

山梨県林業公社の経営状況について、何点かお伺いしたいと思います。

県産材、国内産材が低迷する中で大変厳しい状況にあり、270億円に上る借入金があるということで、これまで林業公社としても、経営の合理化といった取り組みを行ってきたことであるが、根本的な解決にはつながっていないと言わざるを得ない。

そうした中で、公社の管理している森林のほとんどが、まだ育成途上にあると思っており、今後、必要な育成保育を実施していかなければならないが、こうした作業の実施状況はどうなっているのか、また経費はどのようにして賄っているのか、まずお伺いします。

宇野森林環境部技監 まず、保育作業の実施状況ということですが、公社の森林については設立が昭和40年ということで、林齢が高いもので46年生、若いもので植えてから10年ほどしかたっておらず、保育作業が必要な森林が全体の半分以上を占めている状況です。

そのような状況の中で、森林の健全な育成に必要な除伐、枝打ち、間伐、つる切りなどの保育作業を実施しており、平成22年度の実績で申し上げますと、公社の管理する約8,000ヘクタールの1割に相当する790ヘクタールにおいて保育作業を実施しているところです。

今後は、森林の成長に伴って、こうした保育面積は減少していくものの、まだ20年程度はこうした作業が必要な状況であると考えております。

また、森林整備に係わる事業の費用については、可能な限り有利な国や県の補助金を最大限に活用しているところですが、補助制度の仕組みといったものから、公社が自己負担する分も生じており、平成23年度の予算ベースで申し上げますと、約1億5,000万円の森林整備の事業を実施する予定ですが、2割弱ぐらいの約2,400万円を日本政策金融公庫や、県からの借入金で賄う状況です。

塩澤委員

森林整備を行うにも新たな借入金が必要な状況ではないのかなと思います。今後の経営も厳しい状況が続き、将来的には約200億円を超える債務超過が見込まれるとも聞いていますが、この試算には森林が成長したときに伐採した収益についても含まれているのですか。

また、今までいろいろな話の中で、バイオマスなどの木材利用が見直されている中で、将来に向かって経営にプラスになる要因を考えているのか伺います。

宇野森林環境部技監 長期的な収支の見通しということですが、林業公社がこのまま今の分収

契約により経営を続けていった場合、現在の木材価格で試算したのですが、すべての分収契約が終了する平成67年には、208億円の債務超過が見込まれるという試算を見込んでいます。なお、この試算には、今後必要な森林管理にかかる経費や、将来の森林伐採収入についても、現在の木材価格という前提ではありますが、含まれた試算となっております。

また、経営にプラスの要因がないかという質問ですが、国でも公共建築物等における木材利用の推進の施策の展開が進められているところですが、一方で、戦後に造成された森林が、全国的に成熟段階を迎えている状況であり、産地間競争といった厳しさも増している中で、木材価格が上昇という経営に直接プラスとなるようなことも安易に期待ができない状況にあると考えております。

塩澤委員

いずれにしても、大変厳しい状況に変わりないようで、県としては、今後、木材利用を推進する取り組みをいろいろと進めていると聞いておりますが、森林整備に対して直接的によい成果をもたらせているような状況には今のところ、至っていないと感じております。

今後、公社を含めた森林の整備が適切に進むよう、さまざまな施策により民有林の支援を進めるとのことであるが、今後の森林管理において課題はどのようなことが考えられているのかお伺いします。

宇野森林環境部技監 公社の森林も、あと10年ぐらいたつと、伐採可能な時期を迎えることになり、残りの県内の民有林の人工林についても、今後伐採して利用していく段階を迎えつつあります。

こうした中での課題ではありますが、民有林においては、間伐等の適切な森林整備を推進していくために、小規模な所有形態にある森林を取りまとめ、集約化した効率的な森林施業を推進していく必要があると考えています。

また、こうした森林整備の実施や、間伐により伐採した木材の搬出に必要な作業路網についても、現時点では、整備が進んでいるとは言い難い状況にあるので、県の補助事業等による整備の推進に取り組む必要があると考えております。

塩澤委員

森林は木材供給だけでなく、適切な森林管理を通じて水源のかん養など、公益的な機能を発揮していくものだと思っており、こうしたことへの配慮も必要ではないかと思えます。

県では、森林環境税の導入の検討を進めていると聞いておりますが、公社とのこの辺についての関連性、また、どのような認識の中で森林環境税を導入していくのか伺います。

中楯森林環境部長 県土面積の約78%の34万8,000ヘクタールが本県の森林面積であり、森林保全を目的とした税の中でもご説明をさせていただきましたが、民有林の人工林のうちの荒廃が進んでいる1万9,000ヘクタールを主に森林環境税を導入していこうと考えております。それ以外に1万2,000ヘクタールや荒れている里山林で緊急的な整備が必要なところへの導入も考えております。

林業公社は、これ以外の民有林の人工林ということで、8,000ヘクタールと非常に大きい訳ではありますが、県有林や民有林も含めて、森林全体の公益的機能が発揮できるような方向性を常に考えていかなければならないと思っております。

塩澤委員 本県の70%以上は森林であり、今後、森林に関わることは大変難しいと思いますが、公社の管理してきた森林が、今後、適切に管理されていくことが本当に必要だと思っています。いろいろな改革もしなければならぬ訳ではありますが、公益的な機能の発揮も視野に入れた中での、より一層の検討をお願いしたいと思います。

森屋委員 公社問題については、今、見直しや検討がされているという説明をいただいたが、従来は、全国知事会や都道府県議長会においても、林業公社の問題は、個々の団体の問題というより、むしろ国策として戦後から進められてきたことから、国に対して大きな責任があるのだということで、その責任を国に求めてきたわけです。しかし国の対応としては、すべての都道府県に公社があるわけではないということです。たしか、約20都府県、30団体だと思うが、県あるいは県が所属している団体としては、国への責任追及を完全にギブアップしたという状態なのですか。

宇野森林環境部技監 これまでも議長会や知事会におかれても、いろいろと国に要望活動を行って来ましたが、今、委員から御指摘があったとおり、国では、各県によって状況がいろいろと異なり、またすべての県に林業公社があるわけではないということで、一律的な補助、あるいは救済的措置を行うことは困難であるとのことであり、国の考え方が明確に示されていない部分もありますが、各県が独自に取り組んでいくという方向になっていると理解しております。

これについては、現在、すでにいろいろな県で検討がされていることから、他県とも連携をしながら、ここで国に対する要望をあきらめるのではなく、機会があれば、引き続き国への要望活動に取り組んでいく必要があると考えております。

森屋委員 たしか、全国で約1兆円近くの負債があるという話が前にもあったが、ぜひ完全にあきらめるということではなく、やはり歴史的な背景を見てきても、国策で進めてきたことは明らかであるので、国への責任を求めていくという姿勢だけは常に持ちながら、また、そういう情報を私たちに示していただきながら、ともに力を合わせてやっていかなければならない問題であると思っておりますので、よろしくをお願いします。

(やまなし産業支援機構について)

早川委員 産業支援機構について3点お伺いします。まず、1点目は新規の事業についてですが、平成23年度の事業の中で国際取引の支援など、新しい項目が取り上げられていますが、これらの事業は展示会や各種セミナーへの助成といった、国際取引に対するあくまでも入り口的なメニューであると感じています。事業を本当に成功させていくためには、人、物、金といったものが必須であると思いますが、より実際に国際取引を進めるに当たっての融資メニューとか、実際の助成金のメニューの創設についてはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

藤本産業支援課長 今、早川委員の国際取引促進の支援、より実務的な助成に対するご質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

アジア圏域の経済発展とか、グローバル経済の構造変化による円高等により、県内中小企業においても、国際的な視野での事業展開が求められております。このため、これまでも支援機構において、貿易相談センターを開設し、相談窓

口を運営するほか、企業等へ貿易アドバイザーを派遣するなどの事業を実施してきました。

なお、このアドバイザー事業においては、委託している商社OBの貿易アドバイザーが直接企業を訪問し、実質手続き、それから特定の国に対する留意点等についてアドバイスを行っているところです。

また、具体的な支援策を検討するため、県内企業で従業員10名以上の機械電子関連製造業の510社に対し、貿易海外進出状況調査を実施したところであり、この中で特に関心の高い企業については、個別にヒアリングを実施しております。この調査結果も踏まえ、より効果的な支援策を検討した上で、支援機構がどのような役割を担うべきか、県と支援機構で協議を進めてまいりたいと考えています。

赤池商業振興金融課長 ただいまのご質問の融資に関することについて、お答えします。

中小企業の海外進出の支援に係る融資については、6月補正において、県と金融機関との協調融資である商工業振興資金において、新分野進出支援融資の融資対象に海外における販路開拓の設備資金や運転資金を追加したところであり、この融資を積極的に利用していただきたいと考えております。

なお、現在、やまなし産業支援機構は、金融機関と同程度の融資に関する専門的な判断基準や、与信審査のノウハウを有していないため、新たな融資を行うためには、専門職員の確保等が必要である上、貸付原資の確保等の課題も多いことから、貸付実行機関として融資を行うことは考えていない状況です。

早川委員

支援機構として直接行っている、設備の金融支援事業があるが、この設備貸与事業の中で、設備リースについては金利が1.85%から2.45%と、市中金融機関と比べても、現状、決して低いとは言えないと思います。せめて、産業振興の観点から、県が進めている産業振興ビジョンに示した、成長産業への設備貸与制度の金利だけでも、もう少し引き下げることが、支援機構の直接の事業としては必要であると考えますが、いかがですか。

赤池商業振興金融課長 設備貸与制度の金利については、他県の状況、先ほど委員から話がありました、市中金融機関の金利動向や、貸与機関である、支援機構の経営面等も配慮するなど、総合的に勘案して設定しています。

今のところ、設備貸与については、一般的に市中金融機関の金利よりも低いと言われている、県の商工業振興資金と比べても借入に係る負担は少ないと考えておりますが、今後、成長分野への進出に係るものも含め、市中金利の状況等を勘案しながら、必要に応じて見直しを検討していきたいと考えております。

早川委員

若干でも低いというイメージがあれば、借りやすくなると思います。実際聞いてみると、設備の利用率がまだ50%に達していないということです。その意味でも積極的な姿勢を示していただきたいと思います。

次にこれは直接、要望があったのですが、アイメッセホールには、いまだにインターネットの無線LAN接続の対応がされていない状況であると、アイメッセを利用する業者から受けました。イベントホールとして有効活用されるためにも、その時代に合ったネットワークの良い設備改善が必要であると思いますが、その点について伺います。

望月産業政策課長 アイメッセの展示ホールへのインターネット接続のための無線LANの整備については、以前、利用者からの要望があったことは承知しています。

しかしながら、最近、i P a d等の携帯端末が普及し、最近の状況としては、展示ホール内でのインターネットへのアクセスが容易にできる状態となっており、インターネット接続環境に対する課題は改善されつつあるのではないかと考えております。

ただ、展示ホールへの無線LANの設定に対する要望ではありますが、やはり費用対効果が重要であり、そういった点を十分見極めて慎重に検討を進めていきたいと考えております。なお、現在、指定管理者である支援機構とも打ち合わせを行っているところです。

早川委員 支援機構の職員からもこういった要望が出ているので、現場の状況をよく把握し対応していただきたいと思います。

(山梨県道路公社について)

安本委員 県道路公社の経営改善、特に雁坂トンネルの有料道路についてお伺いします。

雁坂トンネルは、ご承知のとおり、本県と北関東を結ぶ、新たな交流や連携の期待を担って平成10年に供用開始となりました。開通当時は、計画交通量を超える70万台以上の利用があり、特に峡東地域の観光振興、その他の地域にも大きく寄与してきたとは思っていますが、最近、さまざまな社会情勢や道路状況の変化、また景気の低迷、高速道路の割引制度もあって、計画交通量との乖離が大きく、料金収入の伸びがなく経営が厳しいという状況です。特に、今年度は償還金の返済資金が一時的に不足し、県から1億6,500万円の短期無利子貸付を受ける措置を取られたところでもあります。

私は、雁坂トンネルの経営が厳しいからだとか、計画交通量に届かないから無駄な道路だとか、目的を果たしていないとかという思いは全くありません。観光振興や産業振興の上からも、また、災害時の時には必ず役立つ道路だと思っており、ただ、有料道路として建設したので、不採算にならないこと、また、不採算ということで管理が欠け、安全な通行ができないといったことがないようという二つの観点からお伺いします。

まず、交通量の関係ですが、先ほど、さまざまな要因を申し上げたが、高速道路利用料金の休日1,000円上限割引制度が6月から廃止となり、昨年と比較して、今年度の6月、7月の交通量はどのようになっているのか示していただきたい。

大久保道路整備課長 まず、雁坂トンネル有料道路の今年度に入ってから交通量ですが、直近のデータで7月の交通量については前年比で8%増です。6月は前年比で7%減となっており、委員がおっしゃられたとおり、6月20日以降、高速道路の無料化社会実験が一時凍結したこと、それから休日1,000円上限割引制度が廃止となったことから、その影響があらわれていると考えております。

安本委員 観光では最近新聞によると、安・近・短という記事も出ており、これから秋の観光シーズンに向けて利用促進が図られるのではないかと考えています。

そこで、この交通量の増加策として、道路公社はこれまでどのような方策をとられていたのか、また今後どう取り組まれるのかお伺いします。

大久保道路整備課長 これまで交通量の増加策としては、沿線における観光パンフレットの配布、それから山梨市内で催されている笛吹川源流祭りなどへのイベントの協力とともにフィルムコミッションへの登録を行い、昨年度はドラマの撮影などにも使用されるなど、雁坂トンネルの知名度アップを図っているところです。

安本委員

ホームページを見させていただいたが、チャンスも来ていると思うので、埼玉県や観光部との連携を取りながら、こういった交通量の増加策について、特に観光の面からしっかりとPRしていただきたいと思っています。

次に経費削減について伺いますが、平成21年度に策定された、県出資法人経営健全化策定プランや、平成22年度出資法人経営評価報告書の中に、「徹底したコスト削減」という言葉があり、これは通行台数に見合う適切な管理水準のもと、安全確保がされた上でということだと思っておりますが、経費の削減について明記されている。そこで、これまでどのような削減を行われてきて、年間経費どのくらい削減されてきたのかお伺いします。

大久保道路整備課長 経費の削減については、当然安全を損なわない範囲ということで実施をしています。

具体的に言いますと、まずトンネル設備等の点検頻度の見直しなどによる委託費の削減、それから節電対策以前から、トンネル内の照明を落とし、電気使用量の削減を図るとともに、基本料金についても見直しを行っております。また道路監視業務と料金徴収業務を統合して委託するなど経費の削減を図っております。

削減の額については、平成22年度道路清掃業務委託は路面清掃を年10回行っていたところを年4回として約60万の削減が図られました。それから、平成21年度には今までトンネル内清掃を年2回行っていましたが、トンネルの内側に設置されている内照板の汚れの状況を見ながら委託することしたことにより、330万円の削減。それから、平成22年度料金監視業務委託については、今まで別々に委託していたものを統合したことにより、人員削減が図られ、2150万円の削減。それから契約電力の見直しで850キロワットを650キロワットに落とした結果、250万円の削減。それからラジオ再放送設備点検業務において直営の点検としたことにより、70万円の削減。気象観測設備について年1回の点検を2年に1回として、70万円の削減。排風機の設備点検を年1回のところ2年に1回にしたことで、520万円の削減といったところで、平成22年度は3,060万円、この3カ年合計では3,450万円の経費の削減を行ったところであります。

安本委員

3,450万円の削減ということであるが、くれぐれも安全上の観点から、不安のないようにやっていただきたいと思っております。

平成21年3月の包括外部監査の指摘事項でトンネルの換気設備等で早急に機器の交換等の処置が必要だと、8項目ほど挙がっていたが、この点について、安全確保の面において、経費削減の対象とはなっていないと思っておりますが、指摘事項の対処は済んでいるのですか。

大久保道路整備課長 換気設備等については、排気基準の見直しや、車両の性能向上による排ガス基準の向上により、現在、これまでの排風機による運転からトンネルの真ん中に付けた小型の設備で済むようになった、ジェットファンによる対応を行っております。今、排風機の運転状況の見直しを行っているところであり、今後、全体的に対応できるよう検討していきたいと考えています。

安本委員

次に償還金の不足分への対応について伺います。

現状返済資金が不足しているが、30年間の有料道路期間内では、今後17年間で残額14億8,000万円の返済が可能だと伺っています。今年度は、

冒頭で申し上げたとおり、1億6,500万円の短期無利子貸付金でしのいだということですが、明年度以降の対応は、今後、検討することであるが、これは昨年度の委員会においても同じ話が出ており、どのような方法、スケジュールで行っていくのか伺います。

大久保道路整備課長 来年度以降の償還金に対する資金の手当てについてですが、今、委員がおっしゃられたように、今年度については1億6,500万円を県からの無利子貸付により対応いたしました。

来年度以降については、現在、出資法人経営検討委員会に経営改善等について議論をいただいているところであり、具体的な計画については、現在、策定中ではありますが、今後の検討委員会に諮っていきたいと考えています。今年度中に結論を出していただいて、来年度の予算に反映していただけるよう進めていきたいと考えております。

安本委員 最後に伺いますが、今の償還金不足額の対応ですが、当然、山梨県と埼玉県から出資金があり、その返済分最後まで金額を含めて検討されているのですか。

大久保道路整備課長 現時点では、出資金をのぞいた金額であり、先ほど委員が話していたとおり、残りの償還金14億8,300万円についてとなります。

安本委員 17年間ということであるので、またその部分も出てくるのかという気がしますが、経営改善についてご努力をお願いして質問を終わらせていただきます。

(山梨県住宅供給公社について)

高野委員 まず、山梨県住宅供給公社の改革プランの内容について、どうしてこのプランが出てきたのか、前とはどう違うのか、その辺の説明を詳しく教えていただきたい。

松永建築住宅課長 山梨県住宅供給公社改革プランについては、平成22年度から25年度の4年間を計画期間として、昨年10月に策定したものです。以前に経営改革プラン等がありましたが、内容的なものは概ね同じものであると理解しています。県の支援としては無利子の貸付、それから分譲事業への2億4,000万円の支援金の継続、金融機関からの借入に対する損失補償の継続等を位置付けております。

高野委員 改革プランをつくっても、何も変わっていないということ。

松永建築住宅課長 経営改革プランでは、経営方針として7つの項目を今回掲げています。1つ目は、繰越欠損金の圧縮に努めること、2つ目は、借入金を縮減すること、3つ目は、残存の分譲資産の早期売却に努めること、4つ目は、未収金の回収と債権管理を徹底すること、5つ目としては、21人の要員計画の維持をすること、6つ目として、職員の給与の削減等を図ること、7つ目としては、職員のモチベーション向上策の実施を経営方針として、存続させる形の中で経営を健全化する計画ということになっております。

高野委員 今、7項目を説明したが、そこからちょっと細かく聞きたいと思うので、見

せてもらえませんか。（執行部から資料を渡す）

高野委員　これも説明を受けているのかなと思いますが、あらためて出資法人のこの委員会の委員ということなのでお聞きします。
まず、1点目として課長が話された繰越欠損金の圧縮について、その新しいプランが出てから、どのように推移しているんですか。

松永建築住宅課長　繰越欠損金についてですが、事業の適切な実施や効率的な組織体制により、圧縮に努めるということで改革プランに載せているところであります。
現在、平成21年度末に41億1,800万円余の繰越欠損金でしたが、平成22年度末においては39億600万円余となり、約2億1,200万円余の圧縮となったところです。

高野委員　今、2億数千万円の圧縮になったとの話ですが、圧縮された内容について詳しく教えてください。

松永建築住宅課長　2億数千万円の繰越欠損金の減については、分譲住宅で1億600万円の損失が出たのですが、一方で、賃貸管理業務で6,300万円、また県営住宅の管理事業等で2,300万円、その他の収益で600万円の収益が出ました。事業損益は3,700万円ほどの損失が生じましたが、県の分譲住宅に対する補助金も含め、2億円余の繰越欠損金の改善がされたということです。

高野委員　今、県の補助金と言いましたが、どのくらい出ているんですか。

松永建築住宅課長　県の補助金は年間2億4,000万円です。

高野委員　県の補助金が出ているから、その部分だけ少なくなったという意味ですか。

松永建築住宅課長　昨年度は分譲住宅を全部売り切ったので、いわゆる分譲するために公社が従来から土地を仕入れたわけですが、ご案内のとおり、地価が相当下がったという中でその実勢価格で売るとは、非常に負担が大きくなるという趣旨のもと、健全化を図るため、県で補助制度を設けて補助金を出しているということです。それを含めると、2億1,000万円ほどの繰越欠損金が減ったということでもあります。

高野委員　2億数千万円の改善がなされたと、その一方で、県のほうから2億数千万円の補助金が入ったということでは、一体どこが改善されたのかなと非常に疑問に思うんです。

これはあくまでも、単価が下がってきたから、その単価の補正分をしたとしたか、思えないんですけれど、いかがですか。

松永建築住宅課長　繰り返しとなりますが、分譲すればするほど当時の仕入価格に比べると、分譲する価格が低いということで損失が生じるわけですが、何とか健全化を図るための補填として2億4,000万円を掲げているわけでありまして。したがって、分譲住宅が昨年度に完売され終わったので、今年度以降はそういったものが出てこない形となります。

高野委員　それでは、もう補助金はもらわなくても結構ですよという意味なんですね。

松永建築住宅課長 この2億4,000万円については簿価の差があり、これを補填するために平成36年まで継続して補助する計画となっており、これは改革プランの中でも位置付けをされているところであります。

高野委員 繰越欠損金というのは、あくまでも住宅販売に限ったものだけを指しているんですか。

松永建築住宅課長 先ほど申し上げたとおり、繰越欠損金は分譲住宅のほか、いわゆる賃貸管理業務や県営住宅の管理業務、またそのほかに、市町村から委託を受けているもの、これらを全部合わせて収支を出しているところであります。

高野委員 利益と分譲事業支援補助金を合わせ、確実に借入金を削減するということなんです。この借入金はいくまでも、住宅を売ったということで約12億円を減額目標にしているという意味なんですか。

松永建築住宅課長 収益をできるだけ上げ、あるいは、かけるコストを縮減し収益を上げて、それを返済に充てていくということです。

高野委員 先ほど、課長が3番目の項目で、残存分譲資産を早急に完売することに努めると説明しましたが、これは売れたということなんですか。

松永建築住宅課長 残存分譲資産については12区画ありましたが、昨年度中にすべて売り切りました。

高野委員 未収金の回収に全力を尽くすとともに、債権管理を徹底すると言っておりますが、これはどういう意味なんですか。

松永建築住宅課長 未収金について、少しご説明をさせていただきます。

未収金は、平成22年度末決算では9,700万円ほどございました。これの主な内訳ですが、公社が事業者の借入金に対して連帯債務となっているファミリー賃貸住宅事業、これは昔の住宅金融公庫の事業ですが、それが約4,700万円、それから、公社が保有する山宮南団地の家賃未収金が約1,000万円、また、県営住宅等の管理事業の退去修繕費の未収金が約1,400万円、それから、市町村との受託事業の未収金が2,500万円ですが、この市町村との受託事業については、現時点で収納済みとなっております。

高野委員 販売住宅だとか、企業と公社が一緒につくっていく住宅、あるいは店舗の部分、また、県営住宅の家賃に対しての未収金の部分を一遍に説明されたから、何が何だかわからなくなってきたが、先ほど、41億円や39億円の話をしていたと思っていたら、今度はいきなり、こっちで質問もしていないのに、9,000万円の、私に言わせれば回収不能の金額だと思うんですが、こちらに簡単に話に移られても困るんですが。

それじゃ、9,700万円の未収金について、今、内訳を4つほど言いましたが、改革プランを策定する前の22年3月時点では幾らあったんですか。

松永建築住宅課長 平成21年度末決算で約6,800万円ございました。

高野委員 それじゃ、6,800万円が9,700万円にふえているということなんです。少しでもよくなろうと、一生懸命に改革プランを策定したようで、住宅販売については、さっき説明を受けて分かりました。分譲住宅が売れたから、ある程度整理ができたことはわかったのですが、この9,700万円の未収金に対しては、繰越欠損金の圧縮に努めるという話だったけれども、圧縮にはなっていないでしょう。何がふえているんですか？

松永建築住宅課長 約3,000万円ふえておりますが、ふえた主な要因は、先ほど申し上げましたが、昔の住宅金融公庫からお金を借りて、公社で連帯債務をしているファミリー賃貸住宅に関して、本来は公社は事業主からの返済金を住宅支援機構に返すのですが、その滞納が比較的増加していること。それから公社が保有する山宮南団地の家賃未収金が若干増加していることなどが主な理由です。

高野委員 例えば、公社は会社と提携して、今言ったファミリー住宅をつくりますよね。そのファミリー賃貸住宅をつくる際、公社はどこまで関与するんですか。家賃の問題は公社が係わっているんでしょ。今、課長が一所懸命に答えていても、本当は公社がそこをしっかりとってしてくれないと、分からない問題じゃないんですか。出資法人特別調査委員会というのは、そのためにあるんだと、私は思っているんですけど、あなた方は公社からもらった資料をただ読んでいて、何か言われては困るから、この質問表を出してくれと、そういう話ではなからうかと思うんです。実際の中身は結構違うんじゃないかと思うんですけど、課長は十分に受け答えができるんですか。

松永建築住宅課長 住宅供給公社については、県が100%出資して設立したものであるため、県としての責務はあると考えております。そこを指導監督する責務が私ども建築住宅課にあるということで改革プランをつくり、その内容を公社のほうで実行に移すための指導監督を行っているという理解しております。ただ、細かいところについては、一所懸命勉強させていただいてはおりますが、すべて完璧かと言われると、まだ至らない点があるかと思っております。

高野委員 そういうことではなく、要するに管理はどこまで公社が行うんですか。だって住宅課で今のように説明して本当に把握しているのであれば、公社はいらないんじゃないかと私はそう思っているんです。だから、公社から資料をもらって、それをただ説明しているだけではないかなとそういう疑いを持つんです。それでは、公社の職員は建築住宅課の職員の業務に準じるものを行っているということですか。

松永建築住宅課長 県では、県営住宅の管理を住宅供給公社に委託しており、これはいわゆる入居の募集や手続き、入居決定、また、入居中の子供がふえるとか、お亡くなりになった人がいて奥さんが承継して入居するといった承認関係、あるいは公営住宅の場合には収入を申告していただきますが、こういったものの回収、それから減免申請、あるいは相談等々を公社に業務委託しているところです。

高野委員 さっき言ったファミリー賃貸住宅は、公社と民間が一緒になって、県から住宅金融公庫を紹介してもらい、お金を出して住宅をつくってもらっているのではないんですか。

松永建築住宅課長 ファミリー賃貸住宅については、土地所有者が昔の住宅金融公庫からお金

を借りて、いわゆる賃貸住宅をつくるわけです。この時に債務保証が必要となり、それを良質な住宅供給という責務から、公社が債務保証しております。県としては、そこに直接的なものはありませんが、県が公社を管理しているので、そういった意味では全くないというわけではありません。

高野委員 県が直接関与していないという話になってしまったのだけれども、さっきの、直接県が関与してやっていると言うこととずれているんだけど。ファミリー賃貸住宅というのは、不動産屋さん、あるいは大地主くらいしかできないということなんですか。

松永建築住宅課長 イメージ的には県営住宅のような集合住宅を供給するものであり、土地を持っている一般の方が基本的には対象であると理解しております。

高野委員 あるK不動産が公社と一緒にやっているファミリー賃貸住宅があるよね。そのファミリー賃貸住宅はK不動産が持っていたものなのかな？ちょっとさっき言っていたことが分からないから、具体的に説明して欲しい。

松永建築住宅課長 ある不動産会社が持っている例もあるが、これはあくまでも…

高野委員 そんなことは聞いていない。今はKだけ。

松永建築住宅課長 それはその会社が賃貸住宅を持っているということによろしいかと思う。

高野委員 じゃ、例えば、敷島に商業店舗の大型がありますよね。あそこは、かなり大型のものだが、公社とそこを貸している二段階式の商業店舗を居抜きの形で行っているわけですよね。その辺はどうなっているんですか。

松永建築住宅課長 委員のご質問は、響ヶ丘の団地だと思いますが、それはファミリー賃貸住宅とは別の話になるかと思いますが、いわゆる生活利便施設や商業施設等がありまして、これは定期借地権を設定して何年間にわたり、それぞれの区画をそれぞれの事業主に貸しているということであろうかと思えます。

高野委員 ちょっと分かんないんですが、それぞれの事業主に貸していると言いましたが、誰が貸しているんですか。

松永建築住宅課長 住宅供給公社の土地でありますので、住宅供給公社が貸しております。

高野委員 当然、それを公社が貸しているということは、公社と事業主と店子とあって、事業主と公社とはどういうかかわりなんですか。公社はただ土地を貸しているだけという意味なんですか。

松永建築住宅課長 例えば、商業施設等を事業主がつくるが、それは事業主がみずからの資金で施設をつくるということで、公社と事業主の関係は土地を貸すという関係だけです。

高野委員 それでは、商業施設の場合は土地だけを貸す、ファミリー賃貸住宅の時には、公社と事業主で共同の公庫からの借入を行うという意味なんですか。

松永建築住宅課長 ファミリー賃貸住宅は土地がないと、つくれませんので、基本的には土地を持っている方で、その資金は住宅金融公庫から借りるんですが、その時に住宅金融公庫のほうで債務保証しているという形です。債務保証することにより、何かしらの事務費的なものをいただいている。

高野委員 債務保証と言ったって、共同事業者になるという意味にしか取れないんですけれども。

私は4年前に監査委員を務めたんです。そのときに未収金の問題が出て、未収金がふえるばかりで、なかなか減らないので、いろいろな方法を考えたんです。例えば、住宅の敷金問題は財政課に直接行ってしまう。ただし、退去するときには財政課から直接個人に返す。そして住宅の家賃が不払いであっても、退去する際、壊れていてその補修をするときには、敷金を使うわけではなく、敷金だけは機械的にどんどん返すという方式を今までずっとやってきた訳なんです。平成19年度の時に指摘したことによって、財政課もそれでは困るとあわてて、こうした場合は、ちゃんと建築住宅課に一回話を返して、そこから公社で敷金を返していいのか、悪いのかという判断をするというように、これは平成20年度からそうになっている気がするんですけど、何か、管理基準があまりにも曖昧で、このところは公社、このところは住宅課、このところは財政課といったように、いろいろなことが分かれ過ぎちゃって、我々にとって一番わかりにくいんです。

話があっちいたり、こっちいたりするんですが、例えば4,600万円、1,000万円、1,400万円、2,500万円とふえたから、6,800万が9,700万円に金額がふえた理由だと言うんだけど、県営住宅のみで、家賃の不払いと壊れた箇所の修繕の部分は、平成19年度以降どのくらいふえているんですか。

松永建築住宅課長 県営住宅の家賃滞納ですが、平成19年度が約3億9,660万円、平成20年度は4億50万円、平成21年度が3億9,780万円、平成22年度は3億9,270万円ということで4億円弱ということで推移しています。あと、修繕費については、今、ここですぐに出てこない状況であり申し訳ありません。

高野委員 今、言われた数字は家賃の滞納部分だけですか。

松永建築住宅課長 そうです。

高野委員 多分、修繕費もかなりの金額になっていると思うのだけれども、今、言ったのは累計総額、それとも単年ですか。

松永建築住宅課長 今、お答えした年度ごとの金額は過年度分もすべて含まれた累計です。

高野委員 これは何年から累計で来ているんですか。

松永建築住宅課長 基本的に昔あったものは延納とかがない限り、このまま計上しております。何年からといった詳細は手元に資料がなくわかりませんが、相当、前からのものが入っていると理解しております。

高野委員 平成19年に監査したとき、前3年間の資料ということで、多分、この6、

000万円から7,000万円の金額が書いてあったと思います。その前は、足り状態として、どこかでゼロ発進の形で始めたんだけど、この累積的なお金の取り立ては建築住宅課でやっているんですか。

松永建築住宅課長 県営住宅の家賃の回収は、住宅供給公社と私ども建築住宅課で役割分担がなされ業務を行っています。

まず、入居中の滞納者、それから滞納した上で出て行った退去者については住宅供給公社のほうで滞納家賃の回収を行っています。また明け渡し請求等の訴訟を起こして強制的に退去させた者、訴訟に至り和解をしたが、現在、県営住宅に住み続けている者に関しては、建築住宅課で滞納家賃の回収を行っています。

高野委員 それが、今、言った3億9,200万円の累計であると。このうち修繕費の分は分からないということなんだね。さっき言ったのは3億9,200万円のうち建築住宅課の分、公社の分はどのくらいなんですか。

松永建築住宅課長 今の役割分担で決めているのですが、この分担ですと、現在、公社で一生懸命に回収をしているのが、約1,600件で金額的には2億4,000万円ほどです。訴訟の関係で建築住宅課のほうで滞納の回収を行っているのは、約270件で約1億5,000万円です。

高野委員 先ほどから繰越欠損金の圧縮と言っているが、2億4,000万円はどういう方法で繰越欠損金の圧縮に努めているんですか。

松永建築住宅課長 申し訳ありません、今の私のほうでお答えしたのは、県営住宅の滞納家賃であるので、いわゆる公社のほうの決算書には出てきていません。県のほうの未収金ということで計上しております。

高野委員 県のほうのマイナス財産になっているだけだという意味なんですね。聞きたいのは、それに対してどのような対策をしているのかということなんだけれど。

松永建築住宅課長 これはできるだけ少なくしなければいけないので、滞納整理を専門とする職員を配置し滞納分を回収するとか、それらができない場合には、家賃を入れる誓約書、あるいは、こんな計画で家賃を入れますといった書類の徴取をしております。それでも滞納してしまう方については、1年を目途に県のほうで訴訟に踏み切り、空き家退去あるいは家賃の徴収ということで提訴を行っているところです。滞納整理については、公社と県がそれぞれの立場において、電話だとか、訪問、文書あるいは呼び出しや納入指導を随時行っております。

高野委員 電話とか、文書とかいろいろなことをやっていると言ったんだけど、以前にその部分があまりにもいいかげんな方法で行われていたということで、かなり指摘をさせていただいたこともあったのだけれども。

それでは、1年以上家賃を払わない人の対応だとか、半年家賃を払わない人に対する対応など、いろいろと状況が変わってくるんじゃないかと思うんだけど、その頻度はどのくらいでやっているのか教えて欲しい。

松永建築住宅課長 滞納すればすぐに督促状を送付しており、とにかく頻繁に連絡をして、滞納の解消に向けて実際、指導をしている状況です。短期の方もいらっしゃる

が、長期化しないためにも、最初が肝心であるということを踏まえて、文書や直接面談するなど、督促を強化しているところでもあります。

高野委員 そういう意味ではなくて、どのくらいの頻度でさまざまな状況にどう当たっているのかと聞いているんです。簡単に言えば、どうにもならなくなった270件に対しては公社に下請け作業をさせているということでもいいんですか。

松永建築住宅課長 先ほど、お話しました訴訟に至って強制退去させたものとか、訴訟で和解して滞納となる方の回収は、建築住宅課のほうで職員2名を雇い、その270件に対し職員が連絡を取ったり、出向いたりして回収に努めているところです。

高野委員 訴訟にまでなった人から本当に取れるつもりでやっているんですか。マイナスになるものは全部、県の財政に響いてくる問題なんだけれども、これについて、このままでいいと思っているんですか。

松永建築住宅課長 もちろん、これは財政的にも非常に問題があると思っていますところ。私どもとしても、できるだけ回収に努めなければいけないと考えております。ただ、取るのはなかなか難しいわけであり、これは努力してねばり強く回収することだと、再任用の職員であります。私ども課の職員2名が一生懸命取り立てを行っているところです。

高野委員 たしか、4年前は家賃の取り立ての業務はすべて公社で行うということをやっていたんだよね。公社だけの責任にするのはおかしいということで、多分、変わってきたんだろうとは思うんだけど、しかし、何か総花的に「人も充てます。こうします」ということは何とかならないの。例えば保証金の問題とかをつけてでも何とか解決するとか。たしか、滞納額をゼロカウントにしたのは平成17年度以降ぐらいだよ。

松永建築住宅課長 県営住宅の家賃の滞納については、先ほど申し上げたとおり、特に、平成17年で期間を切っているわけではありません。それ以前のものも含めて、3億9,000万円ほどであるということです。

高野委員 私の記憶だと、平成17年もしくは平成16年以降からこのようなゼロカウントで始まっていると思うんだけど、課長が言ったその前の金額は幾らなのか教えてください。

松永建築住宅課長 申し訳ありません。今、委員がおっしゃった平成16年からと言うのは、おそらく昔の県営住宅の退去したときの修繕費の未収金のことでしょうか。

高野委員 だって欠損金と言っているのだから、それはすべてでしょう。それじゃ、家賃の滞納はよくて、部屋の中を直した金額は別扱いとなる、そういう意識なんですか。

松永建築住宅課長 誤っていたなら申し訳ないが、平成16年から平成19年にかけて、いわゆる退去するときの修繕費は原則、畳とか、ふすまについては退去者の責任で修繕して次の方にお貸しするということになるのだが、これが公社で発注し、回収できなかったということがあり、その未収金9千何百万の内訳として、先

ほど退去修繕費として約1,400万円あるという話をさせていただいたのですが、その未収金は、公社の未収金として計上されており、これは平成16年から平成19年までの4年間のものとなっており、多少は減ってはきているものの、まだそれだけあるということで、平成20年度以降、制度を改正したので、新たな修繕に対する未収金は生じていないということでもあります。

高野委員 今度は公社の未収金だとか、そういう分け方がよく分からないんだよね。変な話だけれども、都合の悪いものは公社の分、ある程度取り立てが見込めるものは建築住宅課でやっていますといった話になっているんじゃないか。それでは、本当に平成20年度以降はないということですか。

松永建築住宅課長 繰り返しとなりますが、平成16年度から平成19年度分の退去修繕費の未収金は約1,400万円あり、当時から多少減ってはいるがごさいます。平成20年度以降は退去する人が直接、自分の知り合いの工務店などに修繕を依頼して請負契約をしているので、公社としての未収金はないということです。したがって、現在は、平成16年度から平成19年度分の1,400万の未収金だけということです。

高野委員 それでは、お金に困って出ていっちゃった人はどうなるんですか。

松永建築住宅課長 最近はなかなか取り立てにおいて、住所がわからず、連絡がつかないといったこともあるのですが、引き続き、回収に向かっていくということでもあります。

高野委員 そういう人のものは、未収金ではなく廃棄か放棄になっているのか。

松永建築住宅課長 この1,400万円は決算書の中でも未収金として計上しております。

高野委員 そんなことを聞いているわけではなくて、1,400万円は平成19年度までということ仮に理解したとしても、平成20年度以降はないということ断言できるね。私は、委員長に休憩をもらって、できることならもう一回調べてみたい。そんなことあり得ない。だって夜逃げをした人の修繕費はどうなっているの？嘘だとしたら、これに関して徹底的に調査をしないとなりませんよ。

(休 憩)

石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁をお願い致します。

松永建築住宅課長 先ほどの、平成20年度以降の退去修繕費の未収金についてのご質問でございますが、平成21年度、平成22年度分については何とか調べられ、平成21年度が3件ございます。それから平成22年度が6件ということで、金額につきましては、概ね1件当たり10万円前後ということでございます。年度ごとの集計は今、手元に資料がなく申しわけありませんが、申し上げられません。

これらの無断退去等により、修繕費が支払われてないのではないかとということでございますが、居所が不明で請求先が分からないこともあり、そうした中でも、次に入居する人が待っている状況でございますので、早期に新たな入

居者が入居できるよう、県の委託料の中で修繕を実施してきたものでございまして、未収金としてのカウントがしていないということでもあります。

なお、県営住宅の家賃と公社の関係について、補足のご説明をさせていただきたいと思えます。県営住宅の家賃につきましては、建築住宅課が県営住宅使用料として調定しております。しかし滞納家賃として3億9,000万円余が収入未済になっておりますので、県の会計処理上、県営住宅使用料の収入未済として、カウントしてございます。よって、この3億9,000万円余につきましては、公社の未収金には計上してございません。

高野委員 今の説明を聞いて、なおさらわからなくなってしまったのだけれども。3件と6件の退去者がいたということで、それに関してはゼロと、さっきそういう言い方をしたんだけど、それでいいんですか。

松永建築住宅課長 費用対効果とか、そういったものも含める中で、未収金としてのカウントがしていなかったということでもあります。

高野委員 カウントしていないって、それでは、どこにカウントしているわけ。

松永建築住宅課長 これは、いわゆる早期に空き家を修繕して次の方を入れようということで、その空き家修繕費として県の委託料の中で修繕をしたということです。

高野委員 そうじゃなくて、その修繕を県で行うと言ったら、県のどこから支出をしているわけ。

松永建築住宅課長 県から公社に管理委託をしており、その委託料をお支払いしているわけですが、その中に空き家修繕費というのがございまして、そちらのお金を使って修繕をしたということでございます。

高野委員 お金でつじつまが合わない人に対しては、再度警告や、要請をしたりして支払いのお願いをしているんだけど、逆にお願いをしない人は、何か逃げ得みたいな形になっているということなのかな。

松永建築住宅課長 無断退去している方は、家賃の滞納も比較的多いわけですが、どうしてもそちらの回収を主眼においてやってきた結果、そんな形になっているということでもあります。

高野委員 これに対する支払いの未収金はないと言う。本当はあるんだけど、それをないと言い切る根拠は、その管理運営をしていくという部分の費用で対応しているからだということなんだね。

松永建築住宅課長 委員おっしゃることも重々わかるわけですが、先ほど、未収金はないと確かにご説明をさせていただきましたが、こちらの3件と6件につきましては漏れたと言いますか、カウントがしておらずに処理をしたということでございます。

高野委員 普通は夜逃げをする人がいっぱいいるのに、ないと言ってみたり、はたまた3件、6件あったと言ったり、全然、説明になっていないんですよ。それでは、3件、6件がどのくらいの家賃の滞納なのか、敷金においてどう

なのか、また金額について詳しく教えてください。

松永建築住宅課長 いわゆる自己負担分として退去者が責任を持って直すべきものとして一般的には、畳ですとか、ふすまというものになるのですが、その3件、6件の修繕費については調べてみたのですが、申し訳ございません。詳細がまだ調べられていない状況でございます。

高野委員 それはどこが管理をしているんですか。公社がやっていて、その中の管理費で対応していると言っていたが、公社の決算はそんなにずさんなことしているの。一つ一つの件数もわからずに、合計でいくらマイナスと言ったって、一個一個の積み重ねがないと数字は出てこないでしょう。その数字を出してください。

松永建築住宅課長 委員のおっしゃるとおり、決算ですから、どこにどういった債務があるのか示されているのは当然だと思いますが、休憩中に調べてみたのですが、間に合わず、大変申し訳ございません。

高野委員 今の返答で、それで調査特別委員会になっていると思いますか。今まで、緩やかな質問が多かったわけだけれど、1点に絞って、家賃だけの問題、部屋の修繕費だけの問題ということで、追っかけてみたら、なんか先細りになっちゃって。これじゃあ、調査特別委員会も何もないじゃないの。ただ皆さん方は、個別審査でガス抜きしてるだけってこと？私はこの委員会、何か意味が違ってきたように思うんだけど、所管の部長さんどう思いますか。

酒谷県土整備部長 この委員会の趣旨について私が述べる立場にはないと思いますが、今、建築住宅課長が答えました件について私の考えを述べさせていただきます。

まず、答弁の中で、県が行わなくてはならない責務と、公社が行わなくてはならない責務というのがありましたが、委員ご指摘のとおり、はっきりとしていない答弁がありましたのでお詫び申し上げます。

最初に建築住宅課長が未収納金に入っていないと言ったのは、県営住宅の退去費、それから家賃の未収納の部分につきましては、公社ではなく県のほうに入っており、それでゼロになっていると答弁をさせていただきました。

県では無断退去者につきましては、委員が言われるとおり、家賃を払っていない人に対しては、いろいろと家賃を払っていただけるように指導をしており、何カ月たって払う人もおります。そういうこともあって、出て行くのと、未収のままでも抑えるのとどっちがいいのかというのを比べて、裁判を含めまして、どちらか効率の良いところで、出て行ってもらうなり、あるいは払ってもらうなりの事をやっております。無断退去をする人もいるわけですが、無断退去した時には、ずっと空けていると、次の人が入らず空き家になってしまい、県営住宅としての家賃が入らないというわけですので、それについては修繕をして次の人を入れようという判断をして、県のほうの維持管理費で修繕している状況となっております。

先ほど、委員から、それは非常に不可解じゃないか、不透明じゃないかという話がありましたが、そういうことを受けまして、今後、国の意見、あるいは他県の状況を踏まえ、この扱いについてどのようにしていくのかということを検討していきたいと考えています。

高野委員 しつこく聞いても悪いような気がしているんだけど、やっぱり納得いか

ないと聞かざるを得ないというような部分だと思います。

先ほど、この9千何百万の未収金のうちの1,400万円が、平成16年から平成19年までの間、未収金としてあると。この1,400万円は先ほど課長が言った経費的なもので処理されてなくて、そのまま残って、平成20年か、平成21年なのかわかりませんが、公社の維持管理費の中で処理したからゼロになっていると、そういう意味でいいのかな。

松永建築住宅課長 公社の未収金9,700万円のうちの1,400万円が、いわゆる退去修繕の未収金ということでお話をさせていただいております。これは平成16年から平成19年で、退去者から預かり金みたいな形で受けまして、それを公社のほうで業者に発注しまして、その時に預かり金がある方、ない方がいるんですけども、工事費がかかり、その預かり金をオーバーした場合には、不足分をいただくルールとなっていたわけなんですけど、それをなかなかいただけなかったということで、その後、多少の回収はあり、平成22年度末現在で1,400万円ほどであるということでございます。

高野委員 だから、平成19年度分までが1,400万円で、平成20年度以降はこれにプラスはされていない。前のものがそのまま残っているというそういう意味でいいのかな。

松永建築住宅課長 平成20年以降の増加分はありませんので、公社を経由して修繕をしていたものを、直接、退去者が業者と契約した上で修繕していただくということで、公社や県が間に入ることができないようにいたしましたので、そういう面では新たな未収金がないということでございます。

高野委員 それはさっきも言ったように、私が監査委員をしているときにその指摘をして変わったんだよ。まるで、あなた方が自助作業でやっているようなこと言っているんだけど、全然違う。

それじゃ、この1,400万円は建築住宅課がやっているのか、公社がやっているのか知らないけれど、この金額は平成19年度末から今まで変わってないってことですか。

松永建築住宅課長 平成19年度末時には1,600万円ほどありましたが、その後、昨年度までに180万円ほど回収した結果、約1,400万円になったという状況でございます。

高野委員 平成19年度末から平成22年度末の間、回収した180万の経緯を教えてください。

松永建築住宅課長 平成19年度に約170万円入っております。平成20年度以降は取りにくく、約12万円ほどでございます。平成21年度は回収がなく、平成22年度に1万5,000円ということで、合計で181万7,000円ほど回収したところでございます。

高野委員 それは約1,400万円に関して、今の金額って言うことかな。

松永建築住宅課長 181万7,000円ほど回収した結果、約1,400万円になったということでございます。

高野委員 ほぼ3年かかり、1,600万円のうちの180万円の回収しかできなかったということですね。そうすると平成20年以降の話で、さっき課長が言った6件と3件の金額は、多分、常識的には同じような率になると思うよね。それを職員2名と、公社のプロパー職員何人かで取り組んで、1年に12万円しか取れなかったということですか。

松永建築住宅課長 今回は無断退去等が多く、居所不明というようなことの中で、非常に居所をつかむのは大変であったと思っております。私どもも無断退去の分については、未収でカウントしていなかったということでございますので、先ほど、部長からご答弁申し上げましたとおり、今後は、国の指導や、他県の状況を見ながら適切に対応したいと考えてございます。どのくらい回収できるかというのは、なかなか予想が難しいと思っております。

高野委員 平成22年度の決算だから、今後の話はいいんですよ。それじゃあ、今回経費で補っている部分、さっき金額がわからないって言ったんだけど、休憩中、調べていただいて、6件、3件の金額は分かるの？

松永建築住宅課長 本当に申し訳ございませんが、公社と一緒に調べたのですが、まだ準備ができてございません。申し訳ございません。

高野委員 それじゃあ、指定管理者の住宅公社の県営住宅等についてのお金の出し入れは全然明白じゃないじゃない。決算はでたらめってことじゃないですか。

松永建築住宅課長 県から業務委託料をお支払いしているのですが、その委託料の中で、どれだけのものを使ったという精算はもちろんございます。ただ個別に、何々様にいくらという細かい実績を出すことは難しいということでございます。

高野委員 予算書で我々が年度初めに決める時には、5,000円だとか、1万5,000円といった細かい単位の数字なんだよ。住宅公社の決算書はすべて百万単位でしか書いてないの。おかしいじゃないですか。

松永建築住宅課長 公社で行っている空き家に対する修繕、退去したあとの空き家の修繕につきましては、県のほうで修繕すべきもの、例えば壁にクラックが入っているとか、建具のたてつけがおかしいとか、そういった場合は県の負担で工事を行います。その他に、ふすまの張り替え、あるいは畳の表替え、これらは入居者の負担で、一般的にもやっていたらいいことでございますので、ただし、この二つに分、分けて発注がなされていなかったということで、そういう面で非常に難しいということでございます。

高野委員 いや、私が言っているのはそういう意味ではなくて、家賃の問題と修繕の問題だけで、畳とふすまを分けるなんて言っていない。ちょっとそれ納得いかない。使ったお金が幾らなのかわかっていませんということと同じなんだよ。

その部分を建築住宅課がしっかり管理しているのか、あるいは指定管理者制度で住宅供給公社に全部任せているのか、どこからどこまでという部分という割り振りが本当に分からないの。

基本的に公社への指定管理に対する出資法人調査特別委員会であるということはおわっているんですよ。だけど、指定管理者のことをすべて県庁職員が

答えられるのであれば、公社は必要ないということになっちゃうじゃない。まして、今回みたいにあいまいな答えしか言えないなんてことであれば、これは調査特別委員会どころか、何にもならないと思うよ。

この平成16年から平成19年までの1,600万円のうち180万円を回収できて、平成20年以降はありませんと言う話だけれども、さっきは経費の中で支払いをしていると、だけどその経費はいくら支払いをしているのか分からないってことでは、質問したってしょうがないじゃない。別に、課長を責めているわけじゃないんですよ。これは審査方法がおかしいんじゃないかと言っているわけです。そして、今までの課長の答えでは、みんなに見てわかる決算書はきつと出てこないよ。そんなことでいいの。私は調査特別委員会としては、それは絶対納得できない。その辺についてどういうふうに感じますか。

松永建築住宅課長 私の説明が不足しているということが発端だろうと認識してございます。数字もないのかということですが、3件、6件というものの、その方々が出た、本来負担すべき金額ということについては、くどいようですが、公社のほうでは、県の出し分と一緒に控除していますので、なかなか区分けとしては難しいというお話をさせて頂きました。

高野委員 まあ、いつまでたってもちゃんとした数字は出てこない、調査はできないという気がしてきましたけれども。要は、さっき部長が言ったように、県と公社において、どこからどこまでを誰がやるという棲み分けすら、内部ではっきり決まっていないと、私は感じるんだけれども。ただ今言った、その事細かな退去した人の家賃の未納と、そしてもう一つは修繕費の問題、これがはっきり分からぬのか、答える気がないのか、それは私にもよく分からないんだけれど。これだけについて、再度、時間をかけてやってもいいんですよ。場合によっては、それを委員長に申し入れもしたいと思っていますけれども、そのへんをどういう説明にしてくれるのか。よく部長のほうから説明をもらいたいなというふうに思いますので。

酒谷県土整備部長 今まで答えさせていただいたことは、わからない数値も含め、こちらのほうで準備したすべての資料で答えております。ただもう少し詳しく調べてみなければならぬ部分がありますので、その辺については、どのように取り扱うについては、委員長に一任をいたしたいと思えます。もう少し、こちらとしても、県と公社の役割分担を明確化したものを用意して説明させていただきたいと思えます。

(財団法人山梨県体育協会について)

塩澤委員 それでは、財団法人山梨県体育協会のことについて、2、3点お伺いしたいと思えます。

資料の中の職員年齢が示された一覧表によると、平成22年4月1日現在、30代以下の職員がゼロということです。これは体育協会といった性格上、30代以下の職員が全くいないのは、異常じゃないかなと思うんですが、どうしてそのような状況になったのか、お伺いしたいと思えます。

一瀬スポーツ健康課長 体育協会の年齢構成につきましては、全職員がプロパー職員であり、常勤、臨時職員を合わせ、平成23年度の4月1日現在で75名おります。このうち、委員のご指摘のとおり、21歳から30歳までの間の職員というのが、今、委員が平成23年4月ということでおっしゃいましたけれど、平成22年の4月

であると思われませんが、この時点で一人もおりませんでした。この理由につきましては、現在、体育協会ということで財団法人一本化になっておりますが、平成17年度に県民スポーツ事業団と体育協会が統合して、今の体育協会という形になっております。県民スポーツ事業団ができたいきさつが、昭和61年のかいじ国体に合わせて県民スポーツ事業団が設立されました。この折りに、強化選手を含め、職員を多く採用したという状況で、現在のように若年層の職員が少なく、40歳から60歳までの職員が多いという職員構成で年齢構成も高くなっているという現状でございます。

塩澤委員 かいじ国体が大きな理由だというような話であります。現在のスポーツ振興にかかわることの中で、そういった年齢構成が支障になっている影響はありますか。

一瀬スポーツ健康課長 先ほど申し上げましたように、40代以上の職員数の割合は約7割です。こういった人たちが今まで体育協会を支えてきているわけでありまして、体育協会の中では、いろいろな職務を経験させる、あるいは協会内での職場内研修なども行っております。こういったことを通じまして、先輩職員が施設管理や、スポーツ振興のノウハウというものを部下職員の方に伝えるということもあり、今の年齢構成の中で、支障がでないようにやっているという現状でございます。

塩澤委員 あまり支障がないということでありまして、通常のこういった形状の団体であれば、このようなことになる前にある程度、人員の整備をしていくということが普通であると思えます。スポーツ、県民の体力向上を図るという大きな目標もあると思えますので、人事、職員採用の件に関しては、十分考慮していただきたいと思えます。

次に体育協会の決算についてであります。この決算を見ますと、指定管理者としての委託料が約70%とかなり割合が高いが、県として、この70%は許容されるものなのか、バランス的に良いものなのか、お伺いしたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長 平成22年度の体育協会の決算額の経常収益を見たところ、経常収益の11億5,300万円のうち、県から指定管理者等の委託料として6億4,900万円とこの割合が56%。それから運営費の補助金等を含め、補助金が1億7,200万円でこれが15%の割合ということで、委員がおっしゃいましたように、71%県からのお金で賄っている状況でございます。この71%が果たして、妥当の水準であるのかどうかというお尋ねでございますが、71%が高いのか低いのかという具体的、明確な水準は持っておりませんが、現在、体育協会は6つのスポーツ施設の指定管理を受ける中で、経営計画のもとに行っているわけでございます。6つの施設のうち、5年間の指定管理の中で平成21年から平成25年まで行っているものと、平成23年から平成28年のスパンで行っているものとがございますが、いずれにしても、体育協会が今後も継続して安定的に経営を行っていくためには、この指定管理をきちんと継続して受けていくなかで、この体制が保っていくのだろうと考えているわけでございます。例えば、今回の指定管理の募集の際、競合される民間の団体等が入ってきた場合には、いろいろな面での競争があろうかと思えます。その中に、価格面の競争もあろうかと思えますので、こういったことを踏まえながら、今回の指定管理を取るためには、やはり県からの収益、県の財政的な関与という数字を1%でも、2%でも減らしていくということが肝要だと考えております。3年前と比べると、4%ほど減っているわけでございますが、こうしたことを常に職員の方にも心がけていただいて、きちんと

そうした意識を持って経営していただく、ということを考えていかないとならないと思っておりますので、今後もそういった指導を継続して行ってまいりたいと思います。

塩澤委員

できるだけ自主財源の確保ということで、今後、頑張るという話ではありますが、施設あるいは事業の特異性から、ずば抜けた収益事業が見込めるのかということをお考えすると、相当難しいと私は思います。

自主財源の確保の向上に努めるんだということ、協会のホームページなどでも公開しており、何か策があって、こうしたことを言っているのかなとも思いましたけれども、いかがでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長 体育協会では、出資法人の経営計画を持っております。この中では収入と支出の両面から見て、収入につきましては、自主財源を確保するというところで、例えば、自主事業を多く計画してその参加料を得ていくことであるとか、あるいは施設の使用頻度を上げて、使用料を多くしていく、歳出につきましては、先ほど、年齢構成のお話がありましたが、いわゆる退職する職員の退職補充として、これをそのまま補充していきますと、なかなか人件費の部分が減らないわけですので、例えば、非常勤職員を充てる。それから不要な事業があったら止める。また施設管理ですが、長期継続契約の中において、再委託の委託料を削減していくといったようなことを考えているところでございます。

塩澤委員

なかなか難しい話ではあると思っておりますけれども、何でそんなことを申し上げるかと言うと、先ほどから出ている指定管理者の話の中で、スポーツ用品メーカー等がそういう指定管理者に参入してくるんじゃないかという話も、噂かどうかわかりませんが聞いております。次の指定管理者の契約更新の時には、そういった企業が参入するようになったとき、総合的な部分において、やはり体育協会がいいんだと、県民が納得するようなシステムづくりを行い、今後、頑張りたいと思っております。

早川委員

先ほど、指定管理者の中でスポーツ施設の指定管理について、民間との競合というお話がありました。スポーツ施設の中で、小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘のスポーツ公園等々の空き施設の利用状況については、ホームページで公開をしているだけだと認識しているのですが、民間との競合ということをお考えすると、待ちの姿勢ではなく、昨年度利用された団体、大会を間際に控えた団体、プロスポーツの団体などに対する積極的な営業活動が必要であるとお考えのんですけれども、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長 今、3つの施設を代表にご発言いただきましたが、まず小瀬スポーツ公園についての平成22年度の施設の稼働率でございますけれども、全体の78%でございます。それから北麓公園につきましては75.3%、それから緑が丘のスポーツ公園が83%という状況でございます。

実際、空いている時間帯でございますけれども、どうしても土曜日、日曜日につきましては、いわゆる全国、あるいは全県的な大きな大会を優先的に入れますので、なかなか、土日が空いているということはまず少ない状況です。実際に空いている日というのが、平日、しかも午後1時から4時といった、なかなか普通の人が利用しづらい時間帯がどうしても空いてしまうというのが現状でございますが、そういったところの稼働率を上げていく必要があるかと思っておりますので、現在、体育協会では、委員がおっしゃいましたとおり、ホームページで公開して

おります。空き状況につきましてはメール、空き状況を求めている方々に対しまして、情報の提供、あるいはメールマガジンも発送しているわけですが、それ以外には、どうしても平日の昼間ということですので、遠くから来て使うことがなかなか困難な状況でございますので、小瀬スポーツ公園周辺の自治会であるとか、あるいはスポーツ団体の方には直接電話をして、このように空いているから使ってほしいと打診などをして取り組みを進めているところでございます。

早川委員 先ほど、塩澤委員のお話にもありましたが、民間のコナミスポーツが公共スポーツ施設の指定管理に積極的に行っていて、上手くいっている事例もあるということですので、その辺の事例も積極的に参考にして頂ければと思います。

武川委員 体協の問題ですけれど、先ほどの職員定数の問題、それから指定管理の問題について、教育委員会のスポーツ健康課、また県土整備部の都市計画課にかかわってくる部分もあろうかと思っておりますので、その部分を承知してお伺いするわけですから、ご理解頂きたいと思っております。

まず、先ほど、塩澤委員の職員数の問題で、年齢構成が均衡を欠いているのではないかという問題ですが、事業団と合併した時点、人数が膨らんだということもあって、多すぎると言えば多すぎたのかなと。だから若い人の採用ができなかったのかなという部分もあろうかと思っております。40歳以上がかなり占めている年齢構成のようですが、若い職員も含んだ職員構成となるよう、本庁においては、知恵を絞って取り組んでいただくことが必要であり、このまま、あと何年もたたなければいけないという、堅い役所的な発想ではなく、ぜひ、均衡ある年齢構成にするために努力していただきたいと思っております。

まず、資源のない日本ということになりますと、やはり広い意味での「教育」が最も重要であります。そしてその教育の中で、スポーツも大変重要であります。そしてスポーツということになると、学校スポーツ、社会スポーツなどいろいろあるわけですが、常任委員会だけでなく、この調査特別委員会などでも、とにかく、費用対効果という議論に終始しかねないわけでありまして。私は、体育協会のことで言えば、ただ費用対効果だけで議論すべきではなく、スポーツはときに県民に勇気や希望を与えてくれているわけですから、スポーツ振興、競技力の普及や向上、それから施設整備の充実、これは大変重要なことなんです。

最初に申し上げておきたいことは、いたずらに費用対効果論だけで終始しては困るということだけは、まず一点押さえていただきたいと思っております。

資料を見させていただくと、先ほど、塩澤委員も質問しておりましたけれども、正味財産の増減計算書では、本栖湖スポーツセンター、あるいは八代の射撃場は前年度よりふえています、それ以外は減っております。一方、経常費の管理運営費のところ、富士北麓公園を見ると、人件費はふえているわけなんですね。まず、ここのところを詳しく説明してください。

一瀬スポーツ健康課長 経営状況説明書の613ページにあるとおり、富士北麓公園の管理運営費につきましては、平成22年度が8,900万円余、それから前年度が8,800万円余ということで若干増えております。この中の人件費というお話でございますが、この下に給料の欄があり。確かに170万円余、前年度より増えているわけですが、次のページで賃金という欄がございます。ここにつきましては、前年度に比べて約170万円余減っております。これは職員のプロパー分については給料の科目、22条の職員につきましては賃金の科目で支出しております。したがって、北麓公園につきましては、臨時職員が減り、正規職員が増えたことにより、プラスマイナスはゼロとなり、人数は変わらないわけ

でございますけれど、このような人員の入り繰りがあって、今のこのような数字になっているということでございます。

武川委員 ちなみに、その職員と賃金の部分は人数的にどうなんですか。

一瀬スポーツ健康課長 富士北麓公園につきましては全部で7名おります。このうち正規職員が3人で、残りの4名が臨時職員となります。

武川委員 それでですね、冒頭の質問にかえるのですが、今、世の中は、指定管理者制度が万能だという状況がありまして、何でもかんでも指定管理制度にすると県民の理解も得やすいと。指定管理者制度はプラス面が比較的、表に出てくるわけですが、やはりマイナス面もあろうかと思うんですね。特に県が体協に指定管理で任せして、そして体協がまた、いくつかの事業において再委託をしているわけですが、実際、私は体協が指定管理者であることが一番ベターなのかどうか、その辺もいろいろと思うところがあるんですね。それで、体協がいくつかの事業に対して再委託していると思うんですけど、いくつぐらいの分野で行っているんですか。

一瀬スポーツ健康課長 富士北麓公園につきましては、体協が県から指定管理者を受託した後に、例えば、公園内の清掃であるとか、あるいは植栽の管理、それから警備等々をまた新たに再委託しているわけでございますけれど、件数的に申し上げますと、全部で15件再委託しております。

武川委員 とりあえず、富士北麓公園ということで絞らせていただいておりますが、富士北麓公園だけで15の再委託を行っているとのことだけですが、指定管理が始まる前、それから平成18年以降と、2回に渡って、それぞれ指定管理を決めていますが、富士北麓公園の指定管理となる決め方についてですね、実は、私のところに投書があったんです。先ほどの説明の中で、清掃業務というお話がありましたが、ちなみに平成17年までは、どこの業者と委託契約していましたか。

一瀬スポーツ健康課長 申し訳ございません。私どもの手元の資料でわかっているのは、平成21年度に指定管理者を受けてからのデータでしか、持ち合わせてございませんので、当時どこが受けていたのかということは承知しておりません。

武川委員 かいじ国体のサブメイン会場として、富士北麓公園を整備したわけですが、当時、富士北麓公園をつくるのに、十何人の方が用地提供をして富士北麓公園ができた。そのとき県が地権者に「今、県は県有地を非常に大事にしており、この富士北麓の緑も守らなければならないと、県有地には手をつけられないことから、皆さんの土地をぜひお譲りください」と言って現在の富士北麓競技場の地域を地権者からお譲り頂いたと聞いている。そして、「ご理解いただけるなら、富士北麓公園が動的ゾーン、その隣接する地域を静的ゾーンと位置付けているが、国体が終わった後に、その静的ゾーンについては、山梨県民のため、富士北麓のため、そして富士北麓公園がより有機的に機能するために整備していきましょう」と言って県が約束したんです。それで私が平成3年、平成7年に県議会議員に当選した当時、富士北麓公園の整備を私のライフワークとして、「地権者と約束したのに少しも履行してないじゃないか」と、ずいぶん県当局に厳しく指摘したのだけれど、なかなか進まなかった。

民間同士の話しでもそうなんだけれど、全部数字の費用対効果ばかりではなく

道義的責任、道義的友情、道義的約束などといった道義的なものがいろいろとあるんです。だから行政が地域の住民と約束したことは大変重い約束なんです。地権者の皆さんが富士北麓公園サービスという会社をつくり、その人達も非常に熱心に研究、努力をし、そして入札に参加して富士北麓公園の開設以来、指定管理になるまでずっと仕事をやらせてもらった。

それで、指定管理となった平成18年に体協の指定管理に申し込んだわけだ。その時、何社申し込んだのか知りませんが、何社か手を挙げた中の一社が富士北麓公園サービスなんです。そしたら結果として、それまでずっと請け負ってきた富士北麓公園サービスが一番低い金額で応札をしたにもかかわらず、たまたま、入札用紙の金額の冒頭に円記号が入っていなかったんです。先ほどから、経過を話してきたから、皆さんわかると思いますが、富士北麓公園ができたのもその人達の理解と協力、そしてその人達が請負に際してかかわるさまざまな知識と技術を勉強し、今まで仕事をしてきた。それで、指定管理に参加して入札額は一番低かった。だけど入札書に円記号がないから、あなたのところはだめだと言って排除された。

それで、その円記号は行政や金融機関において、入札用紙における円記号の扱い方とか、金融機関における一般的な振り込みに対する円記号の扱いなどとさまざまな考え方があるんだよね。ここに都留信用組合の「振込依頼書」がありますが、これなんかは「金額のところには円記号を書かないでください」とわざわざ書いてある。円記号がないと、数字を入れて改ざんしたりすることもできる、あるいは不可抗力の間違いもあるかもしれないけれども、普通、間違いがないように書かせる場合もある。だけど、この都留信用組合のように、「円記号を書かないでください」とあえて入れているところもある。

私は、入札はその場で厳正に開票されることから、円記号が入っていると、入っていないといったことは問題とならないと思うんです。その証拠に、ここに何年のものか分からないんだけど、山梨県体育協会の「入札書に当たっての留意事項」があるんです。この中に1から8まで項目があり、いろいろと書いてあるんですが、円記号のことはどこにも触れていない。したがって、これを見る限り、円記号が入っていると、入っていないということは、入札において重要な要素ではないと一般的概念でもわかるんじゃないかと私は思うんですが、そのことだけ1点お伺いしたい。

一瀬スポーツ健康課長 「入札の時の心得」というものが配付されて、入札される方はそれを見ながら、記述をされるということだと思います。その中に仮に入っていないということのわけでございますけれど…

武川委員 長い答弁はいらないよ。重要な要素に該当するかどうか、一般的概念で。

一瀬スポーツ健康課長 すみません、わかりません。調べさせてください。

武川委員 私が言っているのは、金融機関の場合だと、故意、または不可抗力による事故や事件などが起こりやすいんですよね。だから金額の頭に円記号を入れるという銀行もあるんですよ。あるいは機械の都合上、円記号が入ると読み取れないから、都留信用組合だと円記号を入れるなど書いてある。その取り扱いはいろいろで、最終的には金融機関の判断だと思うんです。だけど、入札は競争そのものだから、入札会場で入札箱を開くまでの間に第三者が工作する状況はありえないんですよ。であれば、入札書に円記号を入れるとか、あるいは入れないとかは、入札そのものが失格になるに値するほど重要な問題なんですかと聞いているんです。そ

れに対して、「わかりません、調べてみます」と言うのかい。

その体育協会の「入札に当たっての留意事項」に8つの項目が書いてあるけれど、その中に円記号が入っていなければ、失格ですよとか、あるいは円記号を入れるように注意してくださいとはどこにも書いていない。くどいようですが、さっきの話しに戻りますよ。入札は厳正にしなければならないことは当然です。だけど、富士北麓公園をつくるのに一番協力してくれた地権者の人たち。だけど、知識や技術などを組合の皆さんが勉強していただいて応札したら、落札すればいいなど、こう思うのは悪いことじゃないよね。それは人情だよ。どう、それは人情だと思わないか、思わないか。落札したらいいなど。

一瀬スポーツ健康課長 人情的にはそう思います。

武川委員

そのぐらいのものなの。だけど、自分たちの土地を提供して、県の施設ができた。知識と技術とさまざまなことをその組合の人は勉強し、応札した結果、落札した。そして国体が成功した。その土地を自分たちの組合で清掃管理する。これはうれしいよね。そして平成18年度から指定管理の募集の際、その会社も応募した。たまたま円記号がなかった。それをまったなしに円記号がないから失格としていいのかな。しかも数字がかなり低いんですよ。実際に請け負った会社より低いんですよ。これね、何か「ための排除」としか思えないんだよね。そういうことが許される体協に指定管理を任せている県の責任は、先ほどの高野委員の発言にも関連してくるわけですけど、「任せているからわからない」じゃすまないよ。

それでその会社はその後、役員会が開かれて、公開質問状を出す準備をしたけれど、結局もう政治も駄目だけれど行政も駄目だなんて。なんぼでもそんな人たちと付き合えないってことで結局やめたんだけど。投書の中では、そういう仕打ちをされた後、4点ほど、当時の山本知事に公開質問状を出す準備をしていたんだよね。まず1つは円記号を示さなかった法的無効の根拠。2番目が、入札に当たっての留意事項に記載されていない事項がなぜ失格の理由となるのか、その法的根拠。3番目としては、市町村では円記号の漏れがあっても失格にならないところが多いということなんだけれども、県及び管理委託先で対応が異なるのは、重要な事項とみなしていないのではないかということ。それから4番目が、失格の重要項目が口頭で説明したから問題がないと言っているんだけど、その法的根拠を明らかにしにほしい。と公文書での回答を求める準備をしたのだけでも、とても答えられないような人たちにいろいろと聞いても仕方ないと、こういうことだったらしい。

もう一度整理すると、まず1つ、「入札に当たっての留意事項」にないものは、それほど重要とは思われないんですが、これに書いてないものでも重要なものがありますよと言えるのかどうか。それは立場とか組織によって、感覚にズレがあるかもしれないけれど、常識的にも思わない人は多いんじゃないか、私も思わない。そして次は、応札の数字が一番低いにもかかわらず、富士北麓公園誕生の功績者の皆さんの組合を一刀両断に円記号がないと言って、失格とするだけの大きな要素があるのか、ないのか伺いたい。

そして、さっき高野委員も言ったとおり、また別の機会に議論するのであれば、もうちょっと整理してきますから。何を言いたいかということ、皆さんは直接関係ないのかもしれないけれど、皆さんが県民の貴重な税金を与えているわけだから、それは県としても関係ないとは私は言わせない。だからここで聞いているんです。

一瀬スポーツ健康課長 3点ご質問がございました。まず1点、留意事項に書いてある、書い

ていないことが重要であるかどうかということでございます。一般的に見まして、留意事項に書いていないこと、これは普通に考えれば、さほど重要じゃないのかなと私も理解はしております。これはあくまでも一般論です。2つ目として、低価格にもかかわらずというところは、当然競争入札でございますから、低い金額のほうが優先されて本来であれば落札されるわけでありましてけれども、今回の事例でいきますと、円記号がなかったというところで、円記号の解釈についてどう判断をする必要があるかだと思います。それから3つ目の功績者という部分でございますけれども、そこは気持ちとしては、本当に私も理解できるわけですがけれども、今、委員がおっしゃられた3点がきちんと整った中で最終的に判断すべきではないかと考えております。

武川委員 公務員的な答弁ですから、それはそれとして、とりあえず聞き及んでおきますが、この問題は都市計画課も絡んでくる気がするのですがどうなんですか。

秋山県土整総務課長 都市公園の整備については県土整備部でやっております、管理はそれぞれ都市公園によりまして、例えばスポーツ施設等のある都市公園につきましても、教育委員会において、あるいは愛宕山のこどもの国については、福祉保健部で管理しております。県土整備部でもウェルネスパークなどはこちらでやっています。

武川委員 その指定管理の指定に至るまでの作業の中で都市公園は関係ないですかってことです。

一瀬スポーツ健康課長 富士北麓公園につきましては、指定管理の選定業務を都市計画課で行っており関係があります。

武川委員 だから、関係がある部署として、私の発言に対してどう思いますかということなんです。「私たちの立場では、武川委員の質問にコメントする立場ではありません」、それじゃあ、それでいい。かわりがあると思うんだったら答えてください。

末木県土整備部次長 武川委員のおっしゃることについて、関係あるか、ないかで言うと、指定管理を選定する中で県土整備部の都市計画課が関与していることから、関係あるということなんです。

そして、私の今までの経験の中で、入札の留意事項に書いていないことについて問題は、書いていないことは当然重要ではありません。これは私の推察で申し上げますが、重要事項の中にこれ以外のこと、例えば山梨県の入札心得に準ずるとかそういうことが書いてありますと、山梨県入札心得の中には金額の前に円記号を入れよとか、金額を訂正したものの入札は失格ですよとか、そういうことが書いてございますから、もしそういうことが書いてあれば、失格には該当するのかもしれない。

武川委員 それは調べてみなければ、わからないけれどな。いずれにしても、私が質問したのは平成18年にかかることなので、今年度の調査特別委員会の直接の問題ではないけれども、そういう何をしているかわからないところに指定管理をさせているのだから、私は認められない。この委員会の委員にも体協の役員さんが二人いますから、結構聞きづらいこと聞いているんですけど、けどね、許せないんですよ。そういう意味からは認定できないと言いたいところです。さっき高野

委員の話じゃないけれど、「これからより適正に施行するように指導監督していきます。そしてそのお金が、より費用対効果を生みだし、よって県民の福祉向上に…」と言う答弁になるかと思うんだけど、そんなこと言われても困るんです。

行政というのは、第一義的には費用対効果ですが、政治にも道義があるように、行政だって道義というものがあるでしょう。その人達のおかげで、富士北麓公園ができた、そして国体ができた。隣接する静的ゾーンを整備しましょうという話は国体の時よりももっと前の話です。そして実行しないから、私が平成3年から11年の中で何回か県に言ったわけだよ。他の問題もそうなんです、本会議で2回も3回も、議員が執行部の皆さんに同じような質問をするのは、執行部がちゃんとしていないからなんです。それは、くどいじゃないよ。それは県執行部が無責任だから、そうだったんですよ。

取りあえず、今の教育長は知らないことで、昔の時代の指導監督の責任があった話だから。教育委員会の人結構、頑張っていると思うんだけど、今の体協はちゃんとしないとね。体協ばかりじゃない、県の外郭組織は、本当に皆さんだっって手を焼くときもあると思うんですよ。

だから、委員会のあり方もここで少し考えなければならぬ。この総括審査の前に個別審査をするんだけど、やっぱり、議員一人ひとりの意見や見解を委員全員、また執行部が共有して、より良い方向に県政を推進していく。共有しなければだめですよ。それを一人の委員さんと一部の執行部の皆さんで話し合う個別審査なんて私は否定しますよ。ですから、この際、委員長に申し上げておきますけれど、個別審査はこの委員会を損なわせるものだと思っていますから、より良い調査特別委員会のあり方をぜひ検討していただければありがたいなど。

最後に、今までの話について責任ある答弁、例えば体協の会長でもある知事が来て、やり取りするのであれば認めるとか、認めないと判断しますが、それができかねるため、そこまで言及いたしません。関係する本庁の責任者として、教育長さんから私の質問また思い等についてご答弁していただければと思います。

瀧田教育長 委員からのご指摘いただいた事についてでございますが、入札制度あるいは指定管理者制度というのは、私の知る範囲で当然、公正公平であるということが前提だと考えています。係る事実に対して不条理と委員がおっしゃったとおり、事実とすれば当然不条理という感じは同じであります。ただそれ以上のことについては、事実関係等について調査もできませんので、今後そういう疑念等が抱かれないよう、誠心誠意努めてまいります。

武川委員 今、教育長さんのお話の中に当然こういうものは公正公平であるべきだとありましたが、公正公平の問題と適正不適正の問題と二つあるんです。私が市議会議員をしているときに当時の市長が、私がいろいろと言うと、「確かに議員さんのおっしゃるとおり、不適正かもしれませんが違法ではございません」とこういう答弁があったんです。そこで、私は「違法か、違法でないなんてこと以前の問題だ」と言ったことがありました。だから、申し上げているような不適正なこととはしてはならない、させてはならないというのが行政であり、行政の役割なんです。そのことをよく理解してもらいたい。先ほど教育長さんのご答弁がありましたから質問を終えたいと思います。

高野委員 全体に係わることなんでしょうけども、先ほど武川委員のほうから話があった、この委員会は執行部の皆さんにも個別審査ということで、ちょっと皆さん方の理解

をいただかなければならないかというふうに思っています。

ただ、委員長報告をどのように書くのか、例えば個別審査の部分を委員長報告でどのように書くのか。これはあくまでも個別審査でいろいろな審査をしている部分を委員長は承知していないよね。それでありながら、委員長報告が書けるというのが、私は非常に不思議に思っているところでもある。もっと不思議なのは、10人の委員で構成する県出資法人調査特別委員会で、この前の個別審査では初日が6団体、二日目が5団体と、10人の委員に対して5つや6つの団体、これをどうやって行うのか。少なくとも11団体あって10人、委員長が抜ければ9人だけでも、この9人がそれぞれ聞きたいところを聞いて、その議論において委員長報告ができると思っただけだけでも、これまでの審査では少なくとも、今日の審査以外は、委員長報告が書けないんじゃないかなと。これであれば、個別審査の2日間はまるで無駄になる。委員の中で同じ認識を持たなくても、同じ話を聞いていくということが、これが委員長報告につながっていくんじゃないかと私は思っている。

まあ、これは、議会のほうの要望において個別審査になっているのか、その辺はちょっと私も分からないが、その辺は我々が相談をしてお伝えすると。

実際、個別審査の時には前列の部局長さん方はいないので、分からないと思うが、こんなやり方で本当にいいと思うのか。さっきの答えはともかく、まず手法を直さなければ、本当の調査にはなっていないような気がする。

そしてもう一つは、個別審査の場合には5団体しか来ていないのに9人がやるのは絶対におかしい。常に4人の委員は空いちやっているのだから。

そういうことを含めて、これから委員長、また議長からの発言もされると思うが、最大協力をしていただかないと、この県出資法人調査特別委員会は本当に無意味なものになってしまう。また、もっと細かく行うのであれば、やはりさっき言ったように、何で指定管理者の事業体がないところで、これができるということが不思議である。むしろ、皆さん方がいるよりも、指定管理の責任者がいるべきである。こうしたことを、長年やっている、全然不思議がらなくてずると続けていくんだけど、これは大間違いであると思っっている。

だから、これから委員長の判断において、どのような進め方をしていくのか、委員長報告まで、まだ1カ月あり、終了するのか、あるいは継続するのか、これからのことはわからないが、委員の中でちょっと意見交換をさせていただきたい。これからの出資特別委員会をどのように進めていくのか、そのようなことを踏まえて、意義のある県出資法人調査特別委員会にしていかなければ駄目ではないかなと思っっている、執行部の皆さんにおかれても、それなりの覚悟と理解をいただきたいと思いますと思っっている、のでよろしく願います。

(山梨県下水道公社について)

森屋委員

下水道公社についてであるが、先日、桂川清流センターを見学し、その時に資料をいただいたのであるが、下水道公社の経営の観点からいくと、地域の流域の皆様から委託されている内容について受けているということで問題はないわけであるが、この間もご指摘をさせていただいたが、計画人口との見込みが大分減っており、また処理量も大分計画から離れていっている。これは公社の経営ということでは問題がないわけだが、しかしながら、県としても桂川の流域について、県本体の財政のほうで相当の金額を投入し、ぜひ、公社としても事業の大きな柱の中に下水道の普及に対する啓蒙活動をしていくんだと謳っていることから、この点については普段の努力を重ねていただきたいと思います、願います。

以 上

県出資法人調査特別委員長 石井 脩徳